

要介護 (1割または所得によって2割、3割の負担となります)

単位 円

サービス内容		利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護Ⅰ1 (20分未満)	看護師	3,140	314	628	942
訪問看護Ⅰ2 (30分未満)		4,710	471	942	1,413
訪問看護Ⅰ3 (60分未満)		8,230	823	1,646	2,469
訪問看護Ⅰ4 (90分未満)		11,280	1,128	2,256	3,384
訪問看護Ⅰ5×2 (40分)	理学療法士・作業療法士 (1週間に120分が限度)	2,940	294	588	882

介護予防 (1割または所得によって2割、3割の負担となります)

単位 円

サービス内容		利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護Ⅰ1 (20分未満)	看護師	3,030	303	606	909
訪問看護Ⅰ2 (30分未満)		4,510	451	902	1,353
訪問看護Ⅰ3 (60分未満)		7,940	794	1,588	2,382
訪問看護Ⅰ4 (90分未満)		10,900	1,090	2,180	3,270
訪問看護Ⅰ5×2 (40分)	理学療法士・作業療法士 (1週間に120分が限度)	2,840	284	568	852

(加算)

単位 円

加算	利用料	利用者負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算	6,000	600	1,200	1,800	1月に1回
特別管理加算(Ⅰ)※1	5,000	500	1,000	1,500	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)※2	2,500	250	500	750	
初回加算(Ⅰ)	3,500	350	600	1,500	退院日当日の1回目
初回加算(Ⅱ)	3,000	300	700	900	退院日以降の1回目
退院時共同指導加算	6,000	600	1,200	1,800	1回当たり
複数名訪問看護加算(Ⅰ)	2,540	254	508	762	1回当たり(30分未満)
	4,020	402	804	1,206	1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算	3,000	300	600	900	1回当たり

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ ○夜間(18:00~22:00)または早朝(6:00~8:00)の訪問の場合 上記単位数の25%増

※ ○深夜(22:00~6:00)の訪問の場合 上記単位数の50%増

※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

※2 ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態

- ・人工肛門又は人口膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性憎悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。又退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等を連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に加算します。又初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住いの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

医療

1 基本料金表（1回の訪問看護利用料）

療養費 区分	訪問の日数		基本療養費	管理療養費	訪問看護 物価対応 療	合計 金額	負担金額		
	月の日数	週の日数					1割	2割	3割
(I)通常	1日目	週3日まで	5,550	7,710	60	13,320	1,332	2,664	3,996
	看護師の場合 2日目～	週3日まで	5,550	3,010	20	8,580	858	1,716	2,574
	看護師の場合	週4日目以降	6,550			9,580	958	1,916	2,874
	准看護師の場合 2日目～	週3日まで	5,050			8,080	808	1,616	2,424
	准看護師の場合	週4日目以降	6,050			9,080	908	1,816	2,724
	理学療法士 等の場合		5,550			8,580	858	1,716	2,574
(II)外泊者	入院中1回※2		8,500					8,500	850

【精神科訪問看護基本療養費】

精神科訪問看護基本療養費	看護師、保健師、 作業療法士の場合	週3日目まで	20分以上 30分未満	4,250	
			30分以上	5,550	
		週4日目以降	20分以上 30分未満	5,100	
			30分以上	6,550	
		准看護師の場合	週3日目まで	20分以上 30分未満	3,870
				30分以上	5,050
週4日目以降	20分以上 30分未満		4,720		
	30分以上		6,050		

※同一建物に居住する利用者への訪問看護基本療養費

同一日の人数	2人(通常)	3人以上9人以下	10人以上19人以下	20人以上49人以下	50人以上
看護師	週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円	週3日目まで 2,780円 週4日目以降 3,280円	月20日目まで 2,760円 月21日目以降 2,660円	月20日目まで 2,710円 月21日目以降 2,610円	月20日目まで 2,610円 月21日目以降 2,510円
准看護師	週3日目まで 5,050円 週4日目以降 6,050円	週3日目まで 2,530円 週4日目以降 3,030円	月20日目まで 2,520円 月21日目以降 2,420円	月20日目まで 2,470円 月21日目以降 2,370円	月20日目まで 2,370円 月21日目以降 2,270円
理学療法士等	5,550円	2,780円	月20日目まで 2,760円 月21日目以降 2,660円	月20日目まで 2,710円 月21日目以降 2,610円	月20日目まで 2,610円 月21日目以降 2,510円

※単一建物居住者における訪問看護管理療養費について

月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）	金額
単一建物居住利用者が20人未満	3,010円
単一建物居住利用者が20人以上50人未満（1）月15日目まで	2,510円
単一建物居住利用者が20人以上50人未満（2）月16日目以降24日目まで	2,310円
単一建物居住利用者が20人以上50人未満（3）月25日目以降	2,210円
単一建物居住利用者が50人以上（1）月15日目まで	2,410円
単一建物居住利用者が50人以上（2）月16日目以降24日目まで	2,210円
単一建物居住利用者が50人以上（3）月25日目以降	2,010円

※ 医療保険における訪問看護は、原則1日1回(1回の訪問は90分まで)、週3日までとなっています。

ただし、病名等によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上以上の訪問が可能です。

※1 週は日曜日を基点とするため、前月から続く訪問の場合は、月の1日であっても週4日目以降を算定する場合があります。

※2 <表1><表2>の対象者は、入院中2回まで算定が可能です。

2 加算料金表 (状況・要望に応じて加算する利用料)

●基本療養費の加算		金額	負担金額		
項目			1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算 (同一建物内1人又は2人)	2回	4,500円/日	450	900	1,350
<表1><表2>、特指示*の対象者	3回以上	8,000円/日	800	1,600	2,400
同一建物内3人以上9人以下	2回	4,000円/日	400	800	1,200
	3回以上 月20日目まで	72,000円/日	720	1,440	2,160
	月21日目以降	6,900円/日	690	1,380	2,070
同一建物内10人以上19人以下	2回	3,700円/日	370	740	1,110
	3回以上 月20日目まで	6,300円/日	630	1,260	1,890
	月21日目以降	5,200円/日	520	1,040	1,560
同一建物内20人以上49人以下	2回	3,500円/日	350	700	1,050
	3回以上 月20日目まで	4,800円/日	480	960	1,440
	月21日目以降	3,500円/日	350	700	1,050
同一建物内50人以上	2回	3,300円/日	330	660	990
	3回以上 月20日目まで	4,100円/日	410	820	1,230
	月21日目以降	3,000円/日	300	600	900
緊急訪問看護加算 主治医の指示により、緊急訪問した場合 (夜間においては連携している医師の指示でも算定可能)	月14日目まで	2,650円/日	270	530	800
	月15日目以降	2,000円/日	200	400	600
長時間訪問看護加算 (厚生労働大臣が定める状態の場合 週3回まで)		5,200円/週	520	1,040	1,560
(上記で<表3>の者は週3まで算定可能)					
複数名訪問看護加算<表1>					
同一建物内1人又は2人	看護師 (週1回)	4,500円/週	450	900	1,350
同一建物内3人以上9人以下		4,000円/週	400	800	1,200
同一建物内10人以上19人以下		3,400円/週	340	680	1,020
同一建物内20人以上49人以下		3,000円/週	300	600	900
同一建物内50人以上		2,700円/週	270	540	810
同一建物内1人又は2人	准看護師 (週1回)	3,800円/週	380	760	1,140
同一建物内3人以上9人以下		3,400円/週	340	680	1,020
同一建物内10人以上19人以下		2,800円/週	280	560	840
同一建物内20人以上49人以下		2,500円/週	250	500	750
同一建物内50人以上		2,200円/週	220	440	660
厚生労働大臣が定める場合を除く					
同一建物内1人又は2人	※その他職員 (週3回)	3,000円/週	300	600	900
同一建物内3人以上9人以下		2,700円/週	270	540	810
同一建物内10人以上19人以下		2,100円/週	210	420	630

同一建物内 20 人以上 49 人以下		1,900 円/週	190	380	570
同一建物内 50 人以上		1,600 円/週	160	320	480
厚生労働大臣が定める場合に限る					
同一建物内 1 人以上又は 2 人	※その他 職員	3,000 円 1 回/日まで	300	600	900
同一建物内 3 人以上 9 人以下		2,700 円 1 回/日まで	270	540	810
同一建物内 10 人以上 19 人以下		2,100 円 1 回/日まで	210	420	630
同一建物内 20 人以上 49 人以下		1,900 円 1 回/日まで	190	380	570
同一建物内 50 人以上		1,600 円 1 回/日まで	160	320	480
同一建物内 1 人以上又は 2 人		6,000 円 2 回/日まで	600	1,200	1,800
同一建物内 3 人以上 9 人以下		5,400 円 2 回/日まで	540	1,080	1,620
同一建物内 10 人以上 19 人以下		3,800 円 2 回/日まで	380	760	1,140
同一建物内 20 人以上 49 人以下		3,450 円 2 回/日まで	345	690	1,035
同一建物内 50 人以上		3,300 円 2 回/日まで	330	660	990
同一建物内 1 人以上又は 2 人		10,000 円 3 回/日まで	1,000	2,000	3,000
同一建物内 3 人以上 9 人以下		9,000 円 3 回/日まで	900	1,800	2,700
同一建物内 10 人以上 19 人以下		5,500 円 3 回/日まで	550	1,100	1,650
同一建物内 20 人以上 49 人以下		4,800 円 3 回/日まで	480	960	1,440
同一建物内 50 人以上		4,500 円 3 回/日まで	450	900	1,350
夜間・早朝訪問看護加算 18～22 時、6～8 時 (同一建物内 1 人又は 2 人)		2,100 円/日	210	420	630
同一建物内 3 人以上 9 人以下	月 15 日目まで	2,100 円/日	210	420	630
	月 16 日目を以降	1,900 円/日	190	380	570
同一建物内 10 人以上 19 人以下	月 15 日目まで	1,800 円/日	180	360	540
	月 16 日目を以降	1,300 円/日	130	260	390
同一建物内 20 人以上 49 人以下	月 15 日目まで	1,200 円/日	120	240	360
	月 16 日目を以降	950 円/日	95	190	285
同一建物内 50 人以上	月 15 日目まで	1,000 円/日	100	200	300
	月 16 日目を以降	800 円/日	80	160	240
深夜訪問看護加算 (同一建物内 1 人又は 2 人)		4,200 円/日	420	840	1,260
同一建物内 3 人以上 9 人以下	月 15 日目まで	4,200 円/日	420	840	1,260
	月 16 日目を以降	4,000 円/日	400	800	1,200
同一建物内 10 人以上 19 人以下	月 15 日目まで	3,900 円/日	390	780	1,170
	月 16 日目を以降	2,300 円/日	230	460	690
同一建物内 20 人以上 49 人以下	月 15 日目まで	2,100 円/日	210	420	630
	月 16 日目を以降	1,500 円/日	150	300	450
同一建物内 50 人以上	月 15 日目まで	1,800 円/日	180	360	540
	月 16 日目を以降	1,300 円/日	130	260	390
24 時間対応体制加算		6,800 円/日	680	1,360	2,040
特別管理加算	<表 2>①の対象者	5,000 円/月	500	1,000	1,500
	<表 2>②の対象者	2,500 円/月	250	500	750
退院時共同指導加算	<表 1、2>は 2 回まで	8,000 円/指導日	800	1,600	2,400
入院中	<表 2>対象者は更に加算	2,000 円加算	200	400	600

病院とともに指導					
退院時支援指導加算	退院日翌日以降 <表 1、2> 必要が認められた者	6,400 円	640	1,280	1,920
	厚生労働省が定める長時間訪問の場合	8,400	840	1,680	2,520
長時間による退院支援指導加算		8,400 円	840	1,680	2,520
在宅患者連携指導加算		3,000 円/月	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円/月 2 回まで	200	400	600
乳幼児加算(6 歳未満)	厚生労働省が認めるもの	1,800 円/月	180	360	540
	上記以外	1,400 円/月	140	280	420
訪問看護ベースアップ評価料 (I)		1,050 円/月	105	210	315

●その他の療養費 項目	金額	負担金額		
		1 割	2 割	3 割
専門管理加算 指定研修機関において行われる研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	2,500 円/月	250	500	750
情報提供療養費 I・II・III I：市町村・都道府県・特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所へ情報提供した場合 II：学校へ情報提供した場合（保育所等～高等専門学校まで） III：保健医療機関へ情報提供した場合	1,500 円/月	150	300	450
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円	150	300	450
ターミナル療養費 (I) 死亡日および死亡前 14 日以内に 2 回以上訪問	25,000	2,500	5,000	7,500
ターミナル療養費 (II) <small>(看取り介護加算を算定されている場合)</small> 死亡日および死亡前 14 日以内に 2 回以上訪問	10,000	1,000	2,000	3,000

基準告示第 2 の 1 に規定する疾病等（別表 7、別表 8）（厚生労働省告示第 82 号）

第 2 指定訪問看護に係る厚生労働大臣に定める疾病等の利用者等

1 週 3 日を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって次のいずれかに該当する物

<表 1> (1) 特掲診療料の施設基準等「別表第 7」に掲げる疾病等の者

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度が II 度又は III 度のものに限る）、多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

介護保険の利用者でも、訪問看護は医療保険の扱いになります。

※その他職員：看護師等又は看護補助者

<表 2> (2) 特掲診療料の施設基準等「別表第 8」に掲げる者

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態の者
- ③ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態にある者
- ④ 真皮を越える褥瘡の状態にある者
- ⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

<表3> 別に厚生労働大臣が定める者

- ① 15歳未満の超重症児又は準重症児
- ② 15歳未満の小児であって、別表第8に掲げる者

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
- ※ 訪問看護ベースアップ評価料(1)について 医療従事者の適切な処遇改善を図るために、国の定めに基づき算定する加算です。当ステーションに勤務する看護師、理学療法士等の賃金の費用に充てられます。
- ※ ○夜間(18:00~22:00)または早朝(6:00~8:00)の訪問の場合 上記単位数の25%増
- ※ ○深夜(22:00~6:00)の訪問の場合 上記単位数の50%増

4 実費発生サービスのサービス内容について

(1) 下記のサービス内容は実費対象となります。

- サービス提供時間を超えた場合
- 付き添い支援(病院受診)
- 死後の処置料
- 実施地域以外の活動の交通費
- ご利用者様専用の物品購入代
- キャンセル料

(2) 料金について

① サービス提供時間を超えた場合 / 付き添い支援(病院受診) ※ (税抜き) 単位 円

サービス提供時間	20分未満	30分未満	40分未満	以降10分ごとに
昼間	3,000	5,000	7,000	1,000
早朝・夜間	3,750	6,250	8,750	1,250
深夜	4,500	7,500	10,500	1,500
死後の処置料(処置に伴う材料代を含む)				15,000
交通費(実施地域以外から片道20km未満)				0
交通費(実施地域以外から片道20km以上)				800

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から	午後6時から	午後10時から
	午前8時まで	午後10時まで	午前6時まで

② その他

死後の処置料(処置に伴う材料材料費を含む)	15,000円
交通費(実施地域以外から片道20km未満)	0円
交通費(実施地域以外から片道20km以上)	800円
ご利用者様専用の物品購入代	全額自己負担

③ キャンセル料

利用予定日の前にご利用者様の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合12時まで開始する活動については前日の18時まで、12時以降開始する活動については当日の9時まで事務所までご連絡ください。

12時まで開始する活動	前日の夕18時までの受付
12時以降開始する活動	当日の朝9時までの受付

上記受付時間内に連絡がなく、当日になってサービスの中止の申し出をされた場合、次のキャンセル料が必要となり下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者様の病状の急変等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

連絡がなかった場合	1000円
-----------	-------

※上記の金額に、別途消費税10%を加えた料金となります。

(在宅がん医学総合管理料に伴う医療機関との連携に関する料金)

在宅がん医学総合管理課の算定要件に基づき、連携医療機関又は事業所へ一部負担金のお支払いが発生します。

算定要件	訪問診療（連携医療機関）	週1回以上
	訪問看護（事業所）	週1回以上
	訪問診療と訪問看護の合計日数：週4回以上	

ただし、上記算定条件が満たされない週に訪問看護を行った場合、医療保険の一部負担金をいただきます。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払方法について

① 利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場合）、 その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場合、その他 の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア） 事業者指定口座への振り込み （イ） 利用者指定口座からの自動振替 （ウ） 現金払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払の督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けた時は領収書を発行します。再発行の際は、発行手数料をお支払いいただくことがあります。